

令和 6 年度
関東支社管内規制機材購入

仕様書

令和 6 年 7 月

東日本高速道路株式会社 関東支社

第一章 総則

1－1. 適用範囲

本仕様書は、東日本高速道路株式会社関東支社(以下「発注者」という。)が発注する「令和6年度 関東支社管内規制機材購入」に係る購入契約書(以下「契約書」という。)の内容について実施上必要な事項を定める。

1－2. 業務概要

本業務は、本線規制用機材及び安全用品(以下「規制機材等」という。)の制作及び納入場所までの運搬を行う業務である。

1－3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から360日間とする。

1－4. 用語の定義

契約書類に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「契約書類」とは、契約書第1条に規定する契約書及び仕様書等をいう。
- (2)「仕様書等」とは、仕様書、入札(見積)者に対する指示書及びこれらを補足する書類をいう。また、発注者がその都度提示した変更仕様書若しくは追加仕様書を含むものとする。
- (3)「該当する監督員」とは、契約書第3条の規定に基づき、発注者が定め受注者に通知した者をいう。
- (4)「主任補助監督員」とび「補助監督員」とは、本章1－6－2の規定に基づき、監督員が定め受注者に通知した者をいう。
- (5)「担当者」とは、本章1－7の規定に基づき、受注者が配置し、発注者に通知した者をいう。
- (6)「納入検査」とは、契約書9条第2項の規定に基づき、物品の納入を確認するために行う検査をいう。
- (7)「検査員」とは、契約書9条第2項の規定に基づき、「納入検査」を行うために発注者が定めたものをいう。
- (8)「指示」とは、監督員が受注者に対し、購入契約の実施上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- (9)「承諾」とは、契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
- (10)「協議」とは、書面により契約書類の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (11)「提出」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し購入契約に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (12)「提示」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し購入契約に係わる書

面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

(13)「報告」とは、受注者が監督員に対し、購入契約の実施状況または結果について書面により知らせることをいう。

(14)「通知」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し購入契約に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

(15)「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名(署名)または捺印したものを有効とする。また、「指示簿」及び「打合簿」の伝達に電子メールを使用する場合も上記と同様の取扱いとする。

(16)「参考」とは、契約書類に含まれない図書で、発注者及び受注者を拘束するものではない。

1－5. 契約書類の解釈

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一つによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1－6. 監督員、主任補助監督員及び補助監督員

1－6－1. 監督員

契約書第3条の規定に基づき、監督員に委任した権限は次の各号に掲げるものをいう。

(1)契約書第4条第1項の規定に基づき行う条件変更等に関する通知

(2)契約書第4条第2項の規定に基づき行う条件変更等に関する協議、決定

(3)契約書第5条の規定に基づき行う納入期限の延長に関する協議、決定

(4)契約書第6条の規定に基づき行う納入期限の短縮に関する協議、決定

(5)契約書第7条の規定に基づき行う契約金額等の変更に関する協議、決定

(6)契約書第9条の規定に基づき行う検査及び引渡

(7)契約書第12条の規定に基づき行う部分引渡しに関する検査及び引渡

書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

1－6－2. 主任補助監督員及び補助監督員

監督員は、自己の業務を補助させるため主任補助監督員及び補助監督員を定め、監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。この場合において、監督員は主任補助監督員及び補助監督員の氏名を受注者に通知するものとし、委任した権限の内容は次のとおりとする。

1)本仕様書に規定する監督員の権限のうち、下記の事項

·1－8 打合せ

·2－5－3及び2－6－3 数量の検測

1-7. 担当者

(1) 担当者の配置

受注者は、担当者を配置することができる。担当者を配置する場合は、その氏名その他必要事項を記載した(様式第4号)を監督員に提出しなければならない。担当者を変更したときも、同様とする。

(2) 担当者の要件

担当者は、受注者に所属し、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならぬ。

(3) 担当者の権限

受注者が担当者に委任した権限は、購入契約の履行に関する業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金の変更、納入期限の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限及び様式第4号の備考欄に記載した事項を除き、この契約に基づく受注者的一切の権限を行使することができる。

1-8. 打合せ

受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡をとり、必要な段階で、十分な打合せを行うものとし、その内容を業務等打合簿(様式第3号)により監督員に提出するとともに相互に記載事項について確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合簿により監督員に提出するものとする

1-9. 条件変更等

1-9-1. 条件変更等の指示

監督員が契約書第4条の規定に基づく条件の変更又は物品の納入の中止の指示を行う場合は業務等指示簿(様式第2号)によるものとする。この場合において、契約期間、規制器材及び安全用品の規格、数量、納入場所等を変更する必要があるときは、監督員と受注者とが協議して書面によりこれを定める。受注者は、条件変更等の指示が行われた場合は、その指示に従うものとする。

なお、発注者は、契約の内容を変更し、又は契約の全部若しくは一部を一時中止することにより、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない

1-10. 契約変更

1-10-1. 契約変更

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により著しく契約金額に変更が生じる場合。
- (2) 納入期限の変更を行う場合
- (3) 業務施行上必要があると認める場合

1-10-2. 契約変更書類の作成

契約変更を行う場合において、受注者は変更する契約書類を発注者所定の書式により作成し、記名押印の上、発注者に提出しなければならない。なお、変更する契約書類は、次の各号に基づき作成するものとする。

- (1)本仕様書1-9の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
- (2)その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

1-11. 納入期限の変更

1-11-1. 事前協議

事前協議とは契約書第5条の納入期限の変更において、当該変更が納入期限の変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者とで確認する作業をいう。

1-11-2. 事前協議の手続き

該当する監督員(以下「監督員」という。)は、条件変更の指示を行う場合において、納入期限変更協議の対象であるか否かを併せて通知するものとし、受注者はこれを確認するものとする。

なお、受注者は、監督員からの通知に不服がある場合には7日以内に異議を申し立てができる。

1-11-3. 納入期限変更協議の手続き

受注者は、事前協議において納入期限変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第4条に基づき納入の一時中止を行ったものについて、契約書第5条に基づく請求の日に必要とする延長日数の算出根拠その他必要な資料を添付の上、速やかに納入期限変更協議書(様式第5号)を監督員に提出するものとする。納入期限変更日数について、監督員からの協議書により納入期限の変更日数同意書(様式第6号)を監督員に提出するものとする。

なお、監督員は事前協議により納入期限変更協議の対象であると確認された事項及び納入の一時中止を指示した事項であっても納入期限及び残業務量等から納入期限の変更が必要ないと判断した場合には、納入期限の変更を行わない旨の協議に代えることができる。

1-11-4. 受注者からの納入期限延長の請求

受注者は、契約書第5条の規定に基づき、納入期限の延長が必要と判断した場合には、必要とする延長日数の算出根拠その他必要な資料を添付の上、速やかに納入期限延長協議書(様式第7号)を監督員に提出するものとする。

1-12. 納入検査

1-12-1. 納品書

契約書第9条第1項の規定に基づく通知は、納品書(様式第1号)により行うものとする。

1-12-2. 納品書提出の要件

受注者は納品書を発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならぬ。

- (1)仕様書等(追加、変更指示も含む)に示す全ての物品の制作が完了していること
- (2)監督員の請求した修補が完了していること
- (3)仕様書等により義務付けられた資料の整備が全て完了していること
- (4)最終変更約款を注文者と締結していること。ただし契約書第4条に基づき請負金額の変更、增加費用、損害額について協議中のため、この変更契約を締結できない場合で、納入期限に達した場合は、その部分を除く最終変更契約が準備されていること。また本仕様書1-11-7に記載する部分的な完了については、その部分が完了した時点の最新の契約書と読み替えるものとする。

1-12-3. 検査日及び完了検査員名の通知

監督員は、業務の完了検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日等を通知するものとする。この場合において、受注者は検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。

1-12-4. 検査の立会

契約書第9条第2項の受注者の検査の立会については、発注者が必要と認めた場合のみ立会を行うものとし、立ち合いの有無については、前項の検査日等の通知に併せて行うものとする。

1-12-5. 完了検査の内容

納入検査は、納入に当たって発注者に提出した書類を対象として契約書類と対比し、検査員が検査を行うものとする。

1-12-6. 軽微な修補の取扱い

(1)修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合においても、その修補が軽微であると判断した場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

(2)修補の完了の確認

検査員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員が行うものとする。監督員は、検査員の指示どおり修補が完了したと認めた場合には、受注者に対して完了確認の通知書を交付するものとする。

(3)修補が完了しない場合

検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合は、軽微な修補としての取扱いをやめ、注文者は約款第25条第2項の規定に基づき、検査の結果を通知するものとする。

(4)検査完了期間の取扱い

前(2)により修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を、また前(3)により取扱いをやめた場合は、その指示の日から期限の日までの期間を、それぞれ契約書第4条第2項に規定する期間に含まれないものとする。

(5)検査結果の通知

監督員が、この軽微な修補の取扱いに基づき指示した修補の完了を認め、受注者に完了確認の通知書を交付した場合においても、契約書第4条第2項の規定に基づき、発注者が行う検査結果の通知において、不合格とすることを妨げるものではない。

1-12-7. 一部納入検査

- (1)第二章に示す各物品に納入したときについては、前項までの各項を準用して、一部納入検査を行うものとする。この場合において、「納入検査」とあるのは「一部納入検査」、「代金」とあるのは「部分引渡しに係る代金」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。
- (2)受注者は、一部納入検査に合格した場合には、部分引渡しに係る代金の支払を請求することができる。

1-12-8. 受渡書の提出

受注者は、(一部)納入検査に合格し完了認定の通知を受けたときは、速やかに(一部)受渡書(様式第8号)を発注者へ提出しなければならない。

1-13. 代金の支払

受注者は契約書条11第1項の規定に基づき代金の支払請求を行う場合には、消費税法に基づく消費税及び地方消費税率を適用するものとし、発注者は契約書第11条第1項に規定された代金を受注者が指定する金融機関(日本国内の本支店)の口座に振り込む手続きを完了したときをもって、代金の支払が完了したものとする。

1-14. 引渡し前における物品の使用

発注者は、契約書第9条第2項の規定による引渡しの前においても成果品の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。この場合においては、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。発注者は、本項の規定により成果品の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

1-15. 物品

物品の制作及び納入に当たっては、本仕様書第二章に示す事項及び監督員の指示に従って行うものとする。

1-16. 秘密の保持

1-16-1. 目的

業務を遂行するために知り得た秘密情報及び個人情報の取扱いに関して、以下のとおり定めるものとする。

1-16-2. 定義

秘密保持に関する定義は、下記の各項目の定めるところによる。

- (1)「秘密情報」とは、発注者及び受注者が所有する資料・データ・報告書で、発注者又は受注者により秘密である旨の表示がなされたものをいう。
- (2)「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第2条 第1項に規定されたものをいう。
- (3)「秘密情報」及び「個人情報」は文書・図画・電磁的記録等の保存媒体の如何を問わない。

1-16-3. 情報の明示

発注者及び受注者は、秘密情報及び個人情報を業務遂行のために相手方に提供する場合は、当該情報を特定し、秘密情報又は個人情報であることを明示しなければならない。

1-16-4. 目的外の使用

業務の実施のために提供された秘密情報及び個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。

1-16-5. 取得の制限

受注者は、業務を遂行するに当たり個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

1-16-6. 適切な管理

- (1)業務を遂行するに当たり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じるものとする。
- (2)受注者は、業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、(1)の措置を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- (3)受注者は、「管理に必要な措置」について定めた文書を監督員が求めた場合、提示するものとする。

1－16－7. 利用者の制限

受注者は、業務の遂行のために開示又は提供された秘密情報及び個人情報について、業務の遂行に必要と認められる従事者以外に開示又は提供してはならない。

1－16－8. 資料の持ち出しの禁止

秘密情報及び個人情報は、物的移動(複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む)や磁気的・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持ち出してはならない。

1－16－9. 複写又は複製の禁止

受注者は、業務を遂行するために、発注者から引き渡された秘密情報及び個人情報が記録された資料等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けたときは、この限りではない。

1－16－10. 守秘義務

業務の遂行上知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏洩してはならない。ただし、下記の項目に該当するものは、この限りではない。

- (1)この契約への違反によらず公知であるか、又は入手後公知となった情報
- (2)相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- (3)当該業務と無関係に、当事者が知っていた情報
- (4)相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
- (5)法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

1－16－11. 納入期限完了後の取扱い

物品の納入期限終了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載又は記録された文書、図画、電磁的記録等の媒体(複写物及び複製物を含む。)を返還するとともに、返還が不可能又は困難な媒体及び受注者の記録装置に複写された電磁気的記録は、監督員の指示に従って、当該媒体を再生不可能な状態に消去又は廃棄する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、納入期限終了後もなお、有効とする。

1－16－12. 第三者への委任等について

受注者は、監督員の承諾がない限り、秘密情報又は個人情報の処理に係る当該業務の一部を第三者に委任又は請け負わせてはならない。なお、監督員の承諾を得て当該業務の一部を第三者に委任又は請け負わせた場合には、受注者は当該第三者に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について、本契約における受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。

1-16-13. 調査及び報告

発注者は受注者に対し、秘密情報及び個人情報の管理状況の調査を目的として、必要な範囲で業務の履行場所に立ち入り、調査を行うことができる。

受注者は、監督員から秘密情報及び個人情報の管理状況について報告を求められたときは、速やかに監督員に必要事項を報告しなければならない。

1-16-14. 事故時の対応

受注者は、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失又は毀損その他の事故が発生した場合には、直ちに監督員に報告し、その対応について協議するものとする。なお、監督員は、受注者に対し問題の対処に必要な措置を求めることができる。

1-16-15. 事故時の責任分担

受注者の責に帰すべき事由により、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失又は毀損その他の事故が発生し、これにより発注者又は第三者への損害が生じた場合は、受注者は、発注者又は第三者に対し、その損害について賠償の責を負うものとする。

1-17. 関係法令及び条例の遵守

- (1)受注者は、業務の実施に当たっては、全ての関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
- (2)受注者は、仕様書等が関係諸法令及び条例に不適当、または矛盾していることが判明した場合は、直ちに書面にて監督員に報告し、その確認を求めなければならない。

第二章 業務細部に関する事項

2-1. 業務の内容

本業務は、規制機材等を制作し、指定の場所に納入する業務のことをいう。本契約には、規制機材等の設計、制作、運搬を行い、指定の場所に納入するまでの費用すべてが含まれる。

2-2. 単価表の標記区分

単価表の項目末尾の標記	納 入 先	備 考
(K)	加須管理事務所	規制材倉庫
(M)	三郷管理事務所	規制材倉庫
(C)	千葉管理事務所	規制材倉庫
(U)	宇都宮管理事務所	規制材倉庫
(A)	東京湾アクリアライン管理事務所	規制材倉庫
(T)	所沢管理事務所	規制材倉庫
(N)	長野工事事務所	規制材倉庫

2-3. 関係法令諸規格等

製作にあたっては、下記の法令、規格等に適合しなければならない。

(1)日本産業規格(JIS)

(2)道路標識、区画線及び道路標示に関する法令(以下「標識令」と記す。)

なお、制作に当たっては、図面等承諾書(様式第 号)を提出し、監督員の承諾を得たうえで制作するものとする。

(3)首都高速道路(株)(2022年7月)「高速道路上工事の保安施設実施要領」<参考-2
　> 規制機材標準仕様

2-4. 購入機材数量、仕様

張替および製作を行う規制機材等の数量及び仕様については、別表-1に記載するものとする。

なお、規制機材については、製作前に図面等を監督員に提出し、確認を得なければならないものとし、機材の運搬費は契約単価に含めるものとする。

2-5. 貸与・納入場所

規制機材等の納入場所は下記のとおりとする。

- (1) 加須管理事務所(以下、「加須」という。)
(所在地:埼玉県加須市北篠崎 90)
- (2) 三郷管理事務所(以下、「三郷」という。)
(所在地:埼玉県三郷市番匠免 2-101-1)
- (3) 千葉管理事務所(以下、「千葉」という。)
(所在地:千葉県千葉市稻毛区長沼原町 177)
- (4) 宇都宮管理事務所(以下、「宇都宮」という。)
(所在地:栃木県鹿沼市茂呂 24-2)
- (5) 東京湾アクアライン管理事務所(以下、「アクア」という。)
(所在地:千葉県木更津市中島 2533)
- (6) 所沢管理事務所(以下、「所沢」という。)
(所在地:埼玉県所沢市大字坂之下 761-1)
- (7) 長野工事事務所(以下、「長野」という。)
(所在地:長野県長野市大字鶴賀七瀬中町 161-1)

2-6. 規制機材等張替

2-6-1. 定義

規制機材等張替とは発注者より貸与する規制機材等の張替作業を行うものをいう。

なお、機材の貸与する場所については、仕様書『2-5. 貸与・納入場所』で行うものとする。

2-6-2. 納入場所および納入期限

規制機材等張替の各項目の納入場所及び納入期限は以下のとおりとする。納入期限ごとの項目・数量については張替作業に着手する20日以上前に監督員と受注者とで協議したうえで、張替作業に着手するものとする。

	納入期限 (一部納入期限)	備考
①	令和7年2月28日	ラバコーン張替A(k)、ラバコーン張替A(T)

2-6-3. 数量の検測

規制機材等張替の数量の検測は、契約書類及び監督員の指示に従い実施したと認められる数量(本)で行うものとする。

2-6-4. 支払

規制機材等張替の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1本あたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、契約書類及び監督員の指示に従って行う、規制機材等の貸

与場所への運搬・受取、工場等への運搬・搬入、張替用の反射シート等の制作、張替、納入場所への運搬、打合せ等規制機材等張替の作業に要する材料・労務・機械器具等本業務を実施するために必要な費用で諸経費を含むすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

規制機材等張替

ラバコーン張替A

本

2-7. 規制機材等購入

2-7-1. 定義

規制機材等購入とは規制機材等の制作を行うものをいう。

2-7-2. 納入場所および納入期限

規制機材等購入の各項目の納入場所及び納入期限は以下のとおりとする。

	納入期限 (一部納入期限)	備考
①	令和6年12月20日	・ラバコーンA(T) ・単価表の標記区分(M)
②	令和7年1月31日	・単価表の標記区分(K)
③	令和7年2月28日	・単価表の標記区分(U) ・単価表の標記区分(A)
④	令和7年4月30日	・単価表の標記区分(T)
⑤	令和7年9月下旬	・単価表の標記区分(C) ・単価表の標記区分(N)

2-7-3. 数量の検測

規制機材等購入の数量の検測は、契約書類及び監督員の指示に従い実施したと認められる数量(個、台、本、枚、基)で行うものとする。

2-7-4. 支払

規制機材等購入の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1個、1台、1本、1枚、1基あたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、契約書類及び監督員の指示に従って行う、規制機材等の制作、納入場所への運搬、打合せ等規制機材等購入の作業に要する材料・労務・機械器具等本業務を実施するために必要な費用で諸経費を含むすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
規制機材等購入	
ラバコーンA	本
ラバコーンB	本
エアージヤンボコーン	基
ラバコーンウエイト	個
ラバコーン用LED警告灯A	個
ラバコーン用LED警告灯B	個
矢印板A	個
矢印板B	個
自発光矢印板	個
矢印板用重し	個
矢印板右側通行／左側通行	個
大型回転灯	台
電工ドラムA	個
電工ドラムB	個
エアー注入式誘導装置	台
速度規制標識(50 km始まり追越し禁止始まり)A	本
速度規制標識(50 km始まり追越し禁止始まり)B	本
速度規制標識(50 km追越禁止区間中)A	本
速度規制標識(50 km終わり追越し禁止終わり)A	本
速度規制標識(60 km始まり追越し禁止始まり)A1	本
速度規制標識(60 km始まり追越し禁止始まり)A2	本
速度規制標識(80 km始まり追越し禁止始まり)A	本
速度規制標識(80 km区間中追越し禁止終わり)A	本
速度標識目隠し	枚
工事予告標識(道路工事中 200m先)A	本
工事予告標識(道路工事中 500m先)A	本
工事予告標識(道路工事中 1000m先)A	本
工事予告標識(道路工事中 500m先)B	本
工事予告標識(道路工事中 1000m先)B	本
工事予告標識(道路工事中 1500m先)B	本
工事規制標識(車線減少 一車線規制 300m先)A	本
工事規制標識(車線減少 一車線規制 500m先)A	本
工事規制標識(車線減少 一車線規制 800m先)A	本

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
規制機材等購入	
工事規制標識(車線減少 二車線規制 300m先)A	本
工事規制標識(車線減少 二車線規制 500m先)A	本
工事規制標識(車線減少 二車線規制 800m先)A	本
工事規制標識(車線減少 二車線規制 1200m先)A	本
工事規制標識(車線減少 一車線規制 300m先)B	本
工事規制標識(車線減少 一車線規制 800m先)B	本
工事規制標識(車線減少 二車線規制 800m先)B	本
工事規制標識(車線減少 二車線規制 1200m先)B	本
補助標識A	枚
補助標識B	枚
規制標識(指定方向矢印 左右可変)	枚
工事看板A	本
工事看板B	基
工事看板C	基
工事看板D	基
工事看板E	基
工事中看板	基
工事中看板用マグネットA	基
工事中看板用マグネットB	基
規制撤去看板	本
右側走行	本
お礼看板(立て看板)A	基
看板用固定金具	個
ユニバーサルブラケット	個
予告看板用取付金具	個
リチウムイオンバッテリー(落下防止ワイヤー付)	台
リチウムイオンバッテリー専用充電器(3台同時充電式)	台
車載標識装置	台
赤色灯	基
首都高 LED 内照式注意看板 A (工事中左側へ)	台
首都高 LED 内照式注意看板 A (工事中右側へ)	台
首都高 LED 内照式注意看板 B (1.5 キロ先工事中右側へ)	台
首都高 LED 内照式注意看板 B (1.5 キロ先工事中左側へ)	台
首都高 LED 内照式注意看板 C (工事中右側へ 600m先)	台

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
規制機材等購入	
首都高 LED 内照式注意看板 C (工事中左側へ 400m先)	台
首都高 LED 内照式注意看板 D (右側車線減少 200 先)	台
首都高 LED 内照式注意看板 D (右側車線減少 500 先)	台
首都高 LED 内照式注意看板 D (左側車線減少 200 先)	台
首都高 LED 内照式注意看板 D (左側車線減少 500 先)	台
首都高 LED 内照式注意看板 D (左側車線減少 400 先)	台
首都高 LED 内照式注意看板 F (60 km/h規制ここから)	台
首都高 LED 内照式注意看板 F (50 km/h規制ここから)	台
首都高 LED 内照式注意看板 G (工事中)	台
標識サポートA	個
標識サポートB	個

3. その他事項

3-1. 保証

規制器材及び安全用品の保証期間は、受渡し後1年間とする。ただし、メーカー等で別途保証期間を定めているものについては、規定された保証期間とする。

3-2. その他事項

・本仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

・納品写真

受注者は、機材等の納入時に機材等を撮影し、まとめた資料を監督員に1部提出しなければならない。この場合における写真の大きさはA4縦の資料に3枚程度に入る大きさとし、写真の横に機材の名称、納入数量、日付を記載して提出するものとする。

様式 第1号

令和 年 月 日

東日本高速道路(株) 支社
支 社 長 殿

(受注者)

住 所

会社名

代表者 印

納 品 書

(件 名) _____

標記件名について、規制機材等の納品を完了したので、届け出ます。

以 上

様式第2号

指 示 簿

(件名) _____

令和 年 月 日

No. _____

監督員	印	主任補助監督員	印	補助監督員	印
下記のとおり指示する。					
なお、本件は別途変更契約を締結する。					
(指示内容)					
以上による契約金額変更協議対象の有無		有・無			
以上による納入期限変更協議の対象の有無		有・無			
上記の指示書を受領しました。		担当者	印		

(注1)電子メールによる伝達とする。

(注2)電子メールの場合、受理者は受領欄に署名、押印したうえで、発議者に
電子メールで返送のうえ、保管するものとする。

(注3)変更契約の記載について、該当しない場合は取消し線により削除すること

様式第3号

打合簿

第回				追番	一	頁	
	令和 年 月 日 打合簿を受領しました。		令和 年 月 日 打合簿を受領しました。				
当社印	監督員	主任補助 監督員	補助 監督員	受注者印			担当者
事業者名				受注者名			
件名				打合せ方式	会議・電話・メール		
日時	令和 年 月 日			場所			
出席者	当社側			受注者側			
(内容)							

(注1)電子メールによる伝達とする。

(注2)電子メールの場合、受理者は受領欄に押印したうえで、発議者に電子メールで返送のうえ、保管するものとする。

(注3)内容欄には、下記事項毎に整理して記載すること。

当社側:請求、通知、協議、回答、承諾

受注者側:請求、報告、申出、質問、協議、提出

(注4) 打合簿作成者側の受領表示は、取消し線により削除すること。

様式第4号

令和 年 月 日

東日本高速道路(株) 事務所
監督員 殿

住所
会社名
代表者

担当者の通知について

(件名) _____

令和 年 月 日付けで購入契約を締結した表記について仕様書1-7に基づき担当者を下記のとおり定めたので通知します。

記

氏名	備考

以 上

様式第5号

令和 年 月 日

東日本高速道路(株) 事務所
監督員 殿

住所

会社名

代表者

納入期限変更協議書

(件名) _____

令和 年 月 日付けをもってご通知のありました標記について、下記のとおり協議いたします。

記

1. 当初納入期限 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

2. 変更納入期限 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (延長日数 日)

以上

様式第6号

令和 年 月 日

東日本高速道路(株) 事務所
監督員 殿

住所
会社名
代表者

納入期限の変更同意書

(件名) _____

令和 年 月 日付け 号をもって協議のありました納入期限の変更については同意します。

以上

様式第7号

令和 年 月 日

東日本高速道路(株) 事務所
監督員 殿

住所
会社名
代表者

納入期限延長協議書

(件名) _____

標記について、契約書第5条の規定に基づき下記のとおり納入期限の延長を協議いたします。

記

1. 当初納入期限 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

2. 変更納入期限 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (延長日数 日)

3. 延長理由

以上

様式 第8号

令和 年 月 日

東日本高速道路(株) 支社
支 社 長 殿

(受注者)

住 所

会社名

代表者 印

受 渡 書

(件 名) _____

標記について、検査に合格したので、引渡します。

以 上